

## 中央建設業審議会

### 工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ（第2回）

令和2年2月3日

【西山入札制度企画指導室長】 定刻となりましたので、ただいまから第2回中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧につきましては、議事次第に記載しておりますが、不足ございませんでしょうか。もしございましたら、お申しつけください。また、報道関係の皆様方の冒頭のカメラ撮りにつきましては、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日のワーキンググループには、委員の過半数の出席をいただいておりますので、中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ運営要領第3条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。また、本日は弁護士の佐藤りえ子委員及び一般社団法人日本電設工業協会経営企画委員会副委員長の高橋健一委員よりご欠席の連絡をちょうだいしておりますことをご報告いたします。高橋委員ご欠席につきまして、内田専務理事様に代理のご出席をいただいております。

なお、同運営要領第4条第1項に基づきまして、本委員会は公開とされております。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。これ以降の議事の進行については、古阪座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【古阪座長】 それでは、手元の議事次第に基づき、議事に入らせていただきます。初めに、受発注者における工期設定にかかわる取り組みについてご発表いただきます。それぞれの発表者の後に質問の時間は取らせていただきますが、いかんせんかなりの数になりますので手際よくやりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。全ての発表が終わりましたら、改めて全体を通して質問の時間をお取りしたいと思います。

まずは資料3-1について、西日本高速道路の里深委員より説明をお願いいたします。

【里深委員】 西日本高速道路の里深です。では、当社が行っております工期設定に係る取り組みについてということでご説明させていただきます。当社の事業、大きく建設事

業と保全サービス事業の2つに分かれているのですけれども、今日ご紹介させていただきますのは、建設事業のほうについてご説明させていただきます。

最初のページを見ていただきますと、高速自動車国道の整備フローとありますけれども、この事業の形、仕組みについては、道路公団時代から大きく変わっておりませんが、現段階で未供用の延長が650キロございまして、そのうちの高速道路株式会社が行っている整備として残っていますのが329キロということです。残りの部分は国土交通省のほうで新直轄方式で整備をされているという状況です。機構と会社との関係なのですが、建設事業につきましては、当社は市場から借入をしまして、それで道路をつくる。それに当たって、まず会社は、いつまでに幾らで道路建設を行うのかを表明した上で、そして機構は会社が表明した範囲内で、その道路が完成した場合には、その債務と資産を引き受ける。その引き受けていただいた道路を今度リース料をお支払いしまして、借りていた道路で維持管理を行う、また、料金徴収を行うという事業を行っております。

今、めくっていただきまして、当社が行っております建設の事業量ですけれども、4ページになります。新設事業と、あと4車化、6車線化の事業がありますけれども、残っています新設事業は8路線94キロ、それと4車化、6車化につきましては9道路120キロが今残っております。それぞれ場所、延長については、この記載のとおりでございます。

5ページ目、それ以外に建設しておりますのが点ものと付加車線事業というのがあります。点もの、その付加車線事業のうちの点ものと呼ばれるものは、スマートインターチェンジが9カ所、その他追加のインターチェンジが4カ所。付加車線としまして18カ所が現在事業として残っております。それもこのページに記載のとおりでございます。

続きまして6ページに移りますけれども、これに加えまして暫定2車線区間の優先整備区間というようなものが発表されまして、ここに今後優先的に、ちょうど真ん中辺ですけれども、優先整備区間880キロと書いてございますけれども、このうちの380キロが西日本担当となっております。

次のページに移りますが、高速道路の建設の流れということで、左のほうから国土交通大臣の許可をいただきまして、それから、測量調査、設計、用地取得、そして土工トンネル橋梁舗装施設といった工事を行って、最後、開通に至るということですが、この建設期間につきましては、おおむね11点程度がこれまでの実績として残っております。工事計画を立案するのは、この測量調査から用地取得に至る期間、この間で工事計画を立案し、工事を発注するという手順で進めております。

続きまして、その詳細につきましては次のページからになりますけれども、事業化の準備、それから、事業化等と書いておりますけれども、事業区間の全体の工程を策定するのがこの一番上流側に当たるところで行いまして、それから、地元の設計協議等に入って用地の交渉等行っていきますけれども、その段階で工事の計画を立てていく。設計等も発注を、この段階で用地関係のはしておりますけれども、その後に現地に入って測量を行いまして、そして、それに基づいて設計を行う。また、水門とか環境とかの調査も行います。これらの具体化を進めた上で工事の発注準備に取りかかりまして、それから工事が発注される。それらの全ての工事が竣工した段階で国土交通省の完了検査を受けて機構へ引き渡しをし、完成、開通となります。

次のページに行ってくださいますと、ここに工期設定の事例を書いておりますけれども、これは今現在、工事を行っております湯浅御坊道路の状況ですけれども、この一番下に書いている赤囲いが工事の部分です。事業区間が、全体工程を策定する際にこの区間の長大構造物も含めました概略施工検討の立案と過去の施工実績も反映させた上で全体工事計画を策定するとしてございます。

そして、これが概略のものになるのですけれども、それをさらに区間ごとに詳細に書いたものが次の11ページになりますが、これは箱工程と呼んでございまして、この箱工程の中では、調査設計とか地元協議、あと用地取得の進捗、これらを落とし込みまして細部の工事計画を立案しています。工区設定というのは左のほうから、これは区間をあらわしていますけれども、どこからどこまでの区間というようなものを1つの工事区という単位で、当社、事業を行っておりますけれども、その決め方としては工事の種別、地形、それから、地域の条件や工事規模、あと建設行政の単位、そういうものを総合的に判断しまして工区を設定しております。

その上で各工区ごとにどういうふうに、工区割りと言いますが、これはどういう工事の形で発注していくかということなのですけれども、土工量のバランスとか進入路の有無、適切な工区境とか構造物の規模、種別、そういうものによって定めております。工程につきましては、基本的に標準的な施工方法をもって、これまでの実績に基づいた機械機種だとか作業員の人員編成、それと仮設備、そういうものを想定して立案しております。その上には用地の取得状況だとか、埋蔵文化財の調査の進捗度合い、そういうような状況も加味した上でこの箱工程というものを設定しております。

12ページに移りますけれども、1つの事例としまして、この12ページの真ん中辺に

着色した鳥松山トンネル工事というのがございますけれども、この鳥松山トンネル工事をとった形が13ページに詳細を記載してございます。この鳥松山工事に含まれておりますのは、この鳥松山トンネルというトンネル、これが13ページの一番上の段に記載しておりますけれども、それ以外にも広川第二橋だとか、前田1跨道橋、この高架橋など掛けかえもございますし、それから、新しくできる橋梁がその広川第二とか第2跨道橋とか書いたものです。それから、ブルーに着色したところは、これは交差しているパイプカルバートとか、カルバートボックスだとか呼ばれるもの。こういうものの場所ごと、箇所ごとにそれぞれに工程がどこからどこまでになるかというところを記載しております。

その前に、次の14ページからで説明させていただきますけれども、工期設定時に明示すべき諸条件としましては、その工程関係だとか用地関係、公害関係、安全対策関係、工事用道路関係、仮設備関係、最後の16ページには建設副産物関係、工事支障物件等、薬液注入関係、その他と書いていますが、工事に関係するであろうと思われることを1つ1つ拾い出しまして、それを先ほどの13ページ、こちらのほうに反映しております。13ページですと、ちょうど平成30年度の上から3分の2ぐらいのところを見ていただくと、ミカンの収穫時期を外す、盛土が上がった時期というふうに、その現地で行われている農作業だとか、そういうもので支障があったものも工程の上に加味した上で、それぞれの工事の施工時期を、作業内容の施工時期を決めた上で全体の工事としてどれだけの期間にするかということを設定しております。

めくっていただきまして17ページ、これらを行っていく上において適正な工程確保に向けた取り組みとしまして、NEXCO西日本では以下のような取り組みをしています。まず、その前提条件としまして、建設工事における適正な工期設定のためのガイドラインというものが今国土交通省のほうから出されております。そのためにNEXCO西日本では、このガイドラインに基づきまして3つ取り組みを代表的なものとして行っております。1つは受発注者間による工事工程共有及び責任分担の明確化を実施、これが平成30年7月からです。そして2点目としまして、工程作成の手引きを順次整備、これは平成30年に橋梁編、令和元年度には舗装編をリリースしております。3番、柔軟な工期設定としては、任意着手方式とかフレックス方式に取り組んでおります。

そして、18ページのほうですが、個別に出しておりますけれども、その工事工程表に対して必要となるクリティカルの明示だとか、施工計画に影響する未解決事故、そういうものを明記する。そして19ページのほうに記載しておりますが、工事工程表というもの

を受発注者双方で内容を確認し、共有するということをしております。

次の20ページには、その工程表の事例です。21ページが工事工程の手引きとしまして、30年7月と令和元年7月にリリースし、今後も拡大していくということにしております。そして22ページのほうに、これは各事務所、現地の事務所に配布しているものですが、施工の流れとか、施工写真付きの施工フローとか、熟練の、これまでの経験の長い技術者ばかりが現場で実際に、うちの社員がそこに配置されているわけではありませんので、その辺がわかりやすいようにというようなことで、こういうものをリリースしているのと、それとエクセルのマクロ機能を使って23ページに記載しておりますが、こういう作業手順を自動作成するというようなものも現地に配布して使っているという状況でございます。

以上で発表を終わります。

【古阪座長】 どうもありがとうございました。

それでは、5分間しかありません。ご質問等ですが、たくさんあると多分時間オーバーになる。ですから、絞ってやりたいと思います。私は、今日は質問しないようにします。いかがですか。声がなかったらやりましょうか。では、もともと土木の道路というのは指定仮設であり、指定工期であり、あるいは指定工法まで単純に言うところがあるわけですね。それはそういうことを考えた上でのやり方ですね。

【里深委員】 はい。今、指定工法とおっしゃられましたけれども、トンネルなどについて言うと、その施工方法も含めて指定をしております。一方で、簡単な仮橋みたいなものについては指定をせずに受けに任せという部分もございますけれども、それらは一般的にこれまでの施工の実績もございますので、それに基づいて今の工期のほうは設定しております。

【古阪座長】 それから、もう随分前ですけども、インターごとに完成すれば開通すればいいんですけども、全体が完成しないと一般には公開しないというルールであったり、今もそうですか。

【里深委員】 公開しないというのは。

【古阪座長】 インター間の工事ができて、利用できるようになったにもかかわらず、以前は、予定のいくつかのインター間は一緒にならないとだめだという。

【里深委員】 開通ですか。

【古阪座長】 はい。

【里深委員】 今、少し柔軟的には考えているところはありますけれども、基本的にはもともとここからここまでを開通するということを決めた上で事業は行っております。

【古阪座長】 それだから、インター間ごとではなくて。

【里深委員】 ただ、途中で開通させると、そこで大きな交通量が流れると、とてもその受け入れ先である一般道が耐えられないというような状況もありますので、そういうことがないようにということは当然考えた上で対応しております。

【古阪座長】 もちろん、そう。はい。わかりました。

どなたかありませんか。なければ最後にまた……。

【里深委員】 それと、当然、開通の区間については、会社が一存で決めるものではございません。

【古阪座長】 なければ、最後にまたまとめて時間を。それでは、ありがとうございます。

続きまして、3-2-1、3-2-2について、一般社団法人不動産協会の仲田委員より説明をお願いします。

【仲田委員】 不動産協会の仲田でございます。よろしくお願いたします。不動産住宅分野などの一般の民間建築工事は、公共工事はもちろんのこと、今お話しいただいた高速道路工事とか、民間工事といっても公共的色彩が強い電気や鉄道などの工事とは、その受発注のプロセスや工事を進めるに当たっての視点等が著しく異なっておりますので、私からはまず前半で公共工事と民間建築工事の相違点を説明させていただいた上で、民間発注者として建築工事の生産性向上に取り組んだり、協力した事例についてご紹介させていただきます。後半では公共工事と一般の民間建築工事の違いに即して第1回ワーキングにおいてご紹介のあった公共建築工事における工期設定の基本的考え方について、これを民間建築工事に当てはめて改定するとすれば、どのようなものになるべきであるか、民間発注者の立場から改定案を作成してみましたので、説明させていただきます。

資料3-2の1ページの比較表をごらんください。あくまで典型的な場合における比較ではありますけれども、民間建築工事の発注に当たっての発注者側の準備行為として、公共工事等と全く異なるのが、民間建築工事においては、発注者は設計図書や仕様書、敷地測量図といったものは公共工事と同様に用意はするものの、数量の算出とか工事金額の積算は行いませんし、積算工程表の作成も行わない。そういった作業をする組織や人材も一般的には有していないということです。もちろん、厳しく採算を問われる事業として行う

わけですから、発注金額については過去の事業上の経験則から同種の事業での発注坪単価に近時の建築コストの変動率を加味して概算するなどして、それを予算化しているわけですが、発注に当たってそれを受注者に提示するということは稀だと思います。

また、工期については、過去の経験をベースに設計者の意見も聞くなどし、概算の工期を想定して、これに基づき、希望の着工時期、竣工時期を受注者側に提示しますが、あくまで希望を伝えるにすぎないものです。発注者は、設計図書類と施工条件を明確にするための資料、希望の竣工時期などを単数または複数の受注候補者に提示して、工事費、工期の見積もりを依頼し、これを受け、受注者側で工事費や工期について詳細に積算、検討を行い、発注者側に提案します。その後に行われる受注者や発注金額の確定においても、公共工事のように原則として最低価格のところに決定するというわけではなくて、受注候補者と発注者間で施工条件や要求性能のさらなる明確化や合理化を行って、個々の受注候補者との間で最初に見積もった工事費や工期からの調整をしてもらった上で、最終的には発注者にとって総合的に最も好ましい条件を提示するに至った受注候補者と相対で工事請負契約を締結するに至ります。

このように工事費、工期の検討、積算作業の大半が受注者側主体で行われ、発注者は補助的な役割しか果たさない点が公共工事とは全く異なっています。また、施工段階においても大きな違いがあります。公共工事においては、入札段階に設定された工期、仕様のそのとおりに工事を実施するのが原則ですが、民間建築工事においては、それがよいとは限りません。どういうことかと申しますと、民間建築工事においては発注者は必ずしもその建物を最終的に利用するエンドユーザー、すなわち居住者やテナントなどとは同じではないため、エンドユーザーにとっての価値をより高めようと施工段階に入ってからコスト、工期に影響を及ぼさない範囲で受発注者、協力して設計、施工の詳細を詰め、必要に応じてバリューエンジニアリングを実施しながら品質の向上を不断に追求してまいります。最終的な利用価値に対価をお支払いしていただけるエンドユーザーを強く意識しながら工事を進めていく点が公共工事等とは大きく異なります。

2ページをごらんください。生産性向上について発注者が取り組んだ事例をピックアップしております。なお、こうした取り組みは従来から建設現場において受発注者双方で行ってきた生産性向上の取り組みの一環でありまして、働き方改革によりさらに力を入れるようになったにすぎないというものでございます。工程関係では、早期に先行施工フロアを完成させて、他の階の施工前に検査を実施して手戻りを減らすとか、土日閉場の要請を

受けたのですけれども、最終工期やコストに影響がないことを確認できたので、それを承認したなどです。施工関係では資材のプレキャスト化、ユニット化の承認、既存建物解体時に地下躯体を山留とする提案を承認、アスファルト防水の工法変更提案の承認、施工中の建物内に現場事務所を設置することなどの承認です。その他としては、これはオフィスビルの事例かと思えますけれども、テナント候補へのプロモーションのための工程を作成し、それに基づき納期がかかったり、将来的に不足する建材等を先行して物決めするなどです。

3ページをごらんください。資料3-2-2としてお示ししている民間建築工事における工期設定の基本的考え方(案)の概要をまとめております。先ほどご説明申し上げたように、一般の民間建築工事においては、工期設定の主体は発注者ではなく受注者であり、発注者は受注者からの提案に基づき、合意や承認を行う補助的な役割にすぎないことから、公共建築工事版では主語のほとんどが発注者であったのに対し、この案では大半が受注者となっております。そういうことから一番上に書いてあるように、この文書の位置づけを受注者が適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合のとれた工期を見積もり、発注者に提案するための方策や留意事項を明記したものとしております。

「はじめに」というところでは、請負契約が受発注者間の協議・交渉を経て締結されること、採算を厳しく問われる民間事業者にとってコスト、工期ともに事業遂行上の重要な要素であり、受注者側にも意識していただきたいということを書いております。基本方針では発注者が見積もりを依頼するに当たり、必要な情報をきちんと受注者に提供すべきこと、受注者は適切に施工計画を想定し、それと整合した工期を見積もること、工期の見積もりを受領した発注者は、それが建設工事に従事するものの違法な長時間労働を前提とする著しく短い工期ではないことを受注者に確認すべきこと、著しく短い工期で発注してはならないことなど民間建築工事の特性に応じた留意事項を記載した上、先ほど申し上げたとおりエンドユーザーに対する視点が大事であること、施工中においても技術革新を積極的に導入し、常にコスト、工期の改善を目指すべきことも記載しております。

4ページをごらんください。適切な工期を確保するための方策のところでは、各段階に分けて留意事項を記載しておりますが、調査及び設計段階においては、発注者は施工段階で要求性能の確認等要するものにつき、その内容を設計図書に明示する等で受注者に適切な段階で伝達するとか、工事発注準備段階で受注者が生産性の向上に寄与する手法について積極的に提案するとか、施工段階において受注者は各工程における仕様の決定や変更の



期限を発注者に明確に伝えることなどを記載しております。

適切な工期を設定するための留意事項のところでは、受注者が適切な工期設定をみずからの努力だけでは適切に行うことが困難な場合に発注者と協議して適切な工期を再度提案すること、新築工事においては、新技術による工期の短縮手法の活用等を考慮すべきことなどを記載しております。工期の変更のところでは、工期の変更が必要な場合には、発注者と調整して適切に設計図書を変更すべきことや工期の変更につき、発注者の承諾を得るべきことを記載しております。

我々が用意した工期の基準案の概要は以上のとおりですけれども、一般の民間建築工事においては、発注者は工期や工程の検討や積算で主要な役割を果たすことはなく、発注者は受注者が提案してきた工期が違法な長時間労働を前提としたものでないかを受注者に聞いて確認する程度のことしかできないため、発注者、元請受注者間を規律する部分は、このような定性的な記載だけで十分で、定量的な記載は必要ないものと考えます。以上でございます。

【古阪座長】 どうもありがとうございました。

それでは、不動産協会の方のご説明について、逆に建設業者の人たちにとっては質問もあるかもしれません。その辺、いかがですか。

【木谷委員】 よろしいですか。

【古阪座長】 はい。どうぞ。

【木谷委員】 日建連の木谷でございます。今回のパワーポイント資料の1ページ目の発注金額のところに受注者側に提示しないと書かれておりますけれども、3枚目の基本方針のところに、一番上でございますけれども、「費用及び工期についての希望を受注者に伝達した上で」と、これは、食い違っているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【仲田委員】 済みません。一般的には、これ、幾らかかりますかという形で聞くだけで、幾らで発注しようと思っているとかなわないと思えますけれども、場合によっては幾ら以下を想定しているということもお伝えすることもあるということで、ケース・バイ・ケースなので、ここは若干矛盾しているかもしれませんけれども、必ず伝えるわけではないということだけご理解いただければと思います。

【木谷委員】 我々からしますと、伝えられたということは、ある意味、指し値的な感覚と捉えます。ですから、そのあたりが少し、疑問に思いました。

あともう一つ、民間工事のところで事業上の経験則からと、これはお金も工期もそうなのですが、この場合、今、先ほど設計者がとおっしゃいましたけれども、設計者にその経験則、それだけの推しはかる力があるのかどうかというのが私は甚だ疑問なのですけれども、いかがでしょうか。

【仲田委員】 設計者に判断してくださいではなくて、設計者の意見も聞くと申し上げているだけでございます。発注者としての過去の事業上の経験から大体これぐらいだろうというのを何となく押さえているということで、それでやりなさいというふうに絶対言えるような知見が発注者側にあるわけではないと思います。

【木谷委員】 はい。わかりました。ありがとうございます。

【古阪座長】 ほかに、いかがですか。では、1点だけ私から。ディベロッパーの方が、特に集合住宅に関しては1期というのか、3期あるでしょう。要するに夏休み、冬休み、春休みの直前に引っ越したい。そのためには、マンションはその少し前に竣工しないといけないという意味では、結構、発注者のほうがきちんとそこを決めるというのが私の頭の中での常識になっています。それは違いますか。

【仲田委員】 そういう意味で希望を申し上げること、竣工時期の希望を申し上げることはあると申し上げてはいますがけれども。

【古阪座長】 全然別なので申しわけないけれども、わかりやすい例で言うと、少し前の杭問題で、結構、その点が議論になっています。そういうことから言うと、ディベロッパーの人たちがきちんとやられるところとそうでないところ、会社によっても違いますけれども、ですから、その辺はここで議論するよりも質問等書いて、きちんとルール化したと思います。その辺、ほかにあれば、なければ次に行きます。かなりさっきの道路公団の方もそうですし、ディベロッパー、これから建設業、それぞれの思いが違いますので、いろいろな質問が飛び交う。その質問がクリーンヒットのものもあれば、そうではない部分もありますので、それは、今回は時間があまりありませんので、質問がある方はどんどんやっていただいて、正式には書面にして回答をもらうとか、そういうことも考えたほうがいいだろうと。そのほうが、誤解がないと思うんですね。

それでは、一応、今の不動産協会の仲田さんのご説明は以上です。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして資料3-3-1、資料3-3-2について東京都の村上委員から説明をお願いします。

【村上委員】 東京都建設局の村上でございます。まず、資料3-3-1をごらんいただきたいと思います。1ページおめくりいただきたいと思います。東京都、自治体でございますので、大きくは土木工事、それから、建築工事がございます。前段のほうで建設局の土木工事をご説明させていただきます。建設局の土木工事をご案内のとおり道路、それから、河川、公園、こういったインフラを整備するという事業でございます、その土木工事の流れ、これは道路の例でございますが、まず概略設計でルートを設定し、次に設計の予備設計ということで、道路のルートの中心線ですとか、幅の決定をしていく。そして詳細設計ということで、ここで工事に必要な各種の設計に取りかかります。その後、工事ということでございます。東京都の場合は、こちらの設計と工事についてはそれぞれ分離して発注をするという形態をとってございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。各段階において工期をどのように設計しているのかということなのですが、その概略設計、予備設計、こちらにつきましては発注者、それから、発注者たる行政、そして設計者ということで、これは行政のほうから委託等出してコンサルさん等のほうに検討してもらっているというものでございます。工期の考え方ですけれども、東京都のこの場合は準備期間、それから、施工に必要な実日数×1.14、この1.14というのが降雨による割増を見てございます。それから、後片づけ期間ということでございます。

資料3-3-2、後ろにつけてございますが、こちらは東京都建設局の積算基準でございます。今申し上げましたこの工期の考え方につきましては、この積算の基準で示されてございまして、それぞれ準備期間、施工に必要な実日数、そして後片づけの日数というのが示されてございます。それから、この準備、後片づけ期間につきましては、その3-3-2を1枚めくっていただきますと、それぞれ工種ごとに準備期間が何日、そして後片づけ期間が何日ということで標準的なものを示しているものでございます。それから、施工に必要な実日数につきましては、これは日当たり作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を示してございます。3-3-2の3枚目でございますけれども、ここでは、これは鉄筋工の場合ですが、工種ごとに1日当たりの標準作業量にこの部材の数量をかけて必要な日数というものを算出してございます。

その次がこの詳細設計になります。この詳細設計につきましては、発注者のほうで検討してまいります。予備設計時と同様の算定式、先ほどの式で工期を設定いたします。詳細設計によりまして実施いたします数量ですとか施工手順、そして企業者との協議、こうい

ったものを踏まえまして、その工程に反映して設定していくというものでございます。

1枚めくっていただきたいと思います。このような工期を設定するに当たりまして、私どもでどのようなところを配慮しているのかということころなのですが、まず、対外協議への対応ということです。工事発注前には警察ですとか占用企業者等と事前協議、これが完了しているということが前提にはなります。ただ、全てが完了するとも限りませんので、この調整が未完了の場合には特記仕様書へ協議内容ですとか、その完了の予定時期等については記載をするということにしております。それから、技術者配置準備期間を用いた柔軟な工期設定です。これは国交省さんの余裕期間制度に相当するものですが、工期の30%を超えないで、4カ月を超えない範囲で設定をするとしてございます。この基準に示しております準備期間という、先ほどお示しました準備期間は、これは標準値の設定でございます。これは規模によっては短くなるという場合もございますので、こういった技術者の配置準備期間を活用することによって建設資材や労働者の確保、あるいは監理技術者等の効率的な配置を図ってほしいということで設定をするものでございます。

それから、次のページなのですが、日当たり作業量の補正です。今回は幅幅を伴わない現道上において工事をする場合、これは例えば道路補修工事ですとか、道路維持工事のうちの舗装工事、こういったものにつきましては現況の交通を確保しながら施工する必要があります。東京の場合、埋設協議ですとか地先と住民との協議に非常に時間がとられるという部分がございます。こういったことを勘案し、工事の作業効率が低下するため、日当たり作業量に補正0.8を掛けるということで取り組んでございます。それから、単年度予算への対応ということです。基本的に役所ですので単年度主義ではございます。仮に不調の場合には、その工事を再発注するには必要な工期確保が難しい場合もございます。こういったことを踏まえまして債務負担行為、ゼロ都債を含みますけれども、こういったものを活用して工事を発注するというので、必要な実日数を確保して適正な工期を確保していこうと取り組んでいるところでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。続きまして、今度は財務局というところで行っております建築工事の工期設定についてご紹介をさせていただきます。建築工事につきましては、庁舎・学校・病院や東京都で、オリンピック・パラリンピックで使用しますスポーツ施設、こういった都が有する建築物の工事を行っております。建築工事の流れですが、数年かけまして基本構想、それから、基本計画を取りまとめて事業化をいたします。基本設計、実施設計を経まして工事を行い、最後、施設を管理するというところでございます。

設計工事につきましては分離発注で、工事につきましては建築と設備は分離発注するというのが基本的な考え方でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。今度は工期設定の方法でございますけれども、財務局の場合は日建連さんの建築工事適正工期算定プログラム、こちらに基づきまして平成30年4月から工期算定を行ってございます。具体的には準備、仮設工事、土工・地業工事、躯体工事、仕上げ工事、設備、外構・検査、こういったものをこのプログラムで算定いたしまして、工事工程表に記載し、発注を行っているところでございます。

続きまして1枚おめくりいただきたいと思います。各段階におけます工期の設定方法でございます。まず、1番、基本計画ですが、これは発注者が行います。都の職員が過去の同種の建物を調べまして敷地の状況・用途・規模・構造・基礎などを想定し、先ほどの算定プログラムを活用しまして工期設定を行います。2番の基本・実施設計以降は、実際の設計内容に即しまして、算定プログラムに入力し工期を算定してまいります。

1枚おめくりいただきたいと思います。工期設定における配慮例といたしましては、工事着手までの準備期間の中に近隣住民への工事説明に関する期間を確保しております。工事の前には計画の説明会を行っておりますが、工事中における地元住民からの理解を得るために期間をとって実施をしております。また、工事中には、いわゆる異常気象と言われる大雪、暑さが続く特異な自然要因、あるいは地中障害といった施工条件と現場が一致しない場合は、工事契約約款に基づいて工期や金額の契約変更を行う、こういった対応を行っているものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。最後にこの建築工事で特に配慮しているものについて3点ほどご紹介させていただきます。1点目は、平成29年6月より工事工程表を設計図書として工事の公告時に公表し、より施工条件の明示に努めているということでございます。それから、2点目は、これは先ほど土木でも申し上げましたが、債務負担行為の活用を積極的に図りまして工事の平準化に取り組んでおります。3つ目は建築工事に付随する設備工事につきましては、配置技術者が最適に配置できるよう建築工事の設備準備仮設工事、土工事など行っている期間が長いということから、発注時期を調整するなどの工夫を行っているものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【古阪座長】 どうもありがとうございました。

この件についてのご質問、いかがでしょうか。多分、説明も十分に聞けないから質問は

難しいのかもしれませんがね。それでは、とりあえずどんどん行った上でやりたいと思います。できましたら、これも東京都の道路、それから、西日本高速道路会社、そのの同じところと違うところとか、何かそういう比較をすると、もともと高速道路と通常の道路だから違うという面はありますけれども、少しその辺でにらめっこすると、おもしろいアイデアが出るかもしれない。皆さん、そういうことも考えながらご検討をいただけたらと思います。

それでは、次の資料3-4について一般社団法人全国建設業協会の青柳さん、よろしくお願いします。

【青柳委員】 それでは、全国建設業協会ではありますが、資料3-4に基づいて説明をさせてもらいたいと思っております。まず、表紙をめくったところで今日の流れの考え方をざっとフローチャートにしておきました。全建は単年度工事の元請企業、また、地方公共団体発注の工事が大半といった受注産業で成り立っていることにポイントを絞った流れになっているわけでありまして、右下に公共と民間と分けてありますが、こういう考え方で中の要望事項等を見てもらえばいいかなと思っております。また、工期の考え方については、前回のワーキングにおいてアンケート調査をもとに説明しましたが、今回は工期設定に係る現状と課題について、全建の土木関係、建築関係の専門委員に意見照会を求めた結果並びに全建ブロック会議、全国各地で開かれているブロック会議や地域懇談会に出ていた意見を取りまとめまして、公共と民間に分けて説明をさせていただきたいと思っております。

また、資料につきましては、公共と民間別にそれぞれ工期の考え方、現状の課題、そして工期設定に関して望むこととして取りまとめているところでもあります。そして、実際に昨年度完成した簡単な土木工事で、どういったプロセスで工事が進められていったかを、概略工程で比較をしながら説明をしてみようと思っております。また、工期に一番影響を与えそうな「準備期間がどうあったか」について実例を重ねて報告しようと思っております。

2ページですが、工期の設定の考え方です。現状のおさらいとなりますが、公共工事では工期は発注者が指定をしますが、標準歩掛・クリティカルパスを反映した「工期設定支援システム」等を使い、「工期ガイドライン」等反映して適切に工期を設定しているものと考えます。受注者には工事公告時に工事の内容、図面等とともに工期が初めて示されまして、受注者は発注時の条件が変わらなければ、その工期で完成することを前提に受注をすることになります。受注後、施工段階でいろいろな条件の内容を三者協議などの

場で「設計変更ガイドライン」などを活用し、受発注者で双方協議の上、工期も含め、設計変更されるのが一般的であります。

続きまして、現状と課題であります。全建傘下の会員の声を幾つか気になる点を拾い上げて並べて列挙しておきました。まず、公共工事に関しては、前回のアンケート結果にもありましたが、おおむね適正な工期設定が浸透してきていると考えています。しかしながら、県の工期設定システムに準じていると言われていおりますが、地方公共団体、特に市町村に関しては、いまだ発注者側の適正な工期設定の認識と運用が不十分との意見を会員から全国各地で多く聞くところであります。また、工事の歩掛に関して一般的な工事は大きな問題がないわけではありますが、小規模工事など、日数換算が現実と合わないといったケースがありますので、恐らくざっくりと決めた発注をされているのではないかと思われます。

受注者が工期が短いと感じるのは完成期日ありき、また、現場条件、用地問題、支障物件、関連工事などによる着手のおくれ、設計図書の不備、こういった受注者側の努力で解決できない事由がほとんどでありまして、このような場合も工期延長が認められなかったケースも多くあると聞いております。休日条件、土日、祝日、雨休率の提示がない、発注者が単年度予算に固執し、繰り越しが認められなかったとの意見もあると聞いておりますが、これは単年度工事の受注が大半の全建会員ならではの厳しい意見かなと思っております。

また、準備期間は、30日、40日、60日、90日など工種により日数が決められておりますが、これについては現実とは乖離しているところ、また、考慮されていない項目もあるわけでありまして、作業員、資材、機材の手配など、段取りに関する期間は現在の工期算定には反映されていないと思われま。この準備期間の遅れが工程全体に影響を与えていると思っております。あとは受発注者間のやりとり、技術者同士の資質の問題にもなるわけではありますが、発注者、担当者の当初工期設定に対する配慮、また、施工中の監督者の運用次第で工期全体に対する受注者への影響は大きく変わってまいります。

最後の要望であります。現状と課題を踏まえて工期設定について望むことをまとめておきました。適切な工期設定と必要な事由が生じた際の適切な工期設定を徹底してもらいたい。また、地方公共団体における「工期設定に関する各種システムの利用促進」、そして「各システムが考慮する項目の拡充」、「受発注者間での適切な工程情報共有の促進」をぜひともお願いをしたいと思います。工期に関する基本条件と現地状況は発注時にしっかり

と提示をし、提示しない事象は変更対象であることを明示していただきたいと思っております。

また、夜間の騒音規制、近接工事、動植物への影響、地域のイベントなどもしっかりと考慮して明示をしてもらいたいと思います。また、全建としては、月1プラスということを行っているわけではありますが、4週8休を原則として考えていただきたいと思います。債務負担行為を活用した2カ年度にわたる工期設定、フレックス工期の運用を拡大していただきたい。国の補助金の問題等で、完成期日に追われることもあると思うのですが、そういったことに関しても柔軟な運用をお願いしたい。働き方改革につながる適正工期設定の必要性が全ての発注者へ浸透するような基準策定、そして国からの指導徹底を要望するところであります。

次の3ページであります。ここに具体的な例を1つ挙げておきました。工期169日、実際の完成日数が222日の河川工事の例で、わかりやすい工事を選んでみましたが、工期に関して何点かポイントとなる点を説明したいと思っております。発注時に示された工程が青いラインでありまして、実際の工程が赤いライン、これを重ね合わせるといろいろなものが見えてくると思いますが、8月末からの工期ですから、出水期には影響されない工事ではありますが、準備期間が30日から70日にまず変更となりました。

ポイントで書いておきましたが、設計時にはわからなかった、市条例による伐採許可の遅れなどが準備期間を引っ張ったのかなと思っております。ほかには、仮設工事の工期設定が発注者側の考え方と大きく違っています。仮設の撤去まで考えて工期設定が必要だったということです。準備期間が延びたことによってローテーションを組みながら施工するコンクリート本体工などの冬季養生日数も増加となって、工期が延びる原因となりました。この工事は、結局、工期延長になりましたが、設計段階で1パーティーではなくて2パーティーの仕様になっていたということもあって、それほどタイトになることもなく年度内に終えることができた例かなと思います。

もう1枚、ペーパーをつけ加えましたが、次のページであります。平成30年度の発注並びに完成工事の準備期間が実際どうだったか、ある建設会社の受注工事の工期を検証した表になっています。国発注の工事において、河川、砂防は、4件中1件のみが当初示された準備期間どおりに工程が進みました。道路工事は支障物件などもあってか7件中全部が準備期間をオーバーしたそうであります。合計11件中1件だけが当初設計のとおりという結果ですので100件の工事があると、10件ぐらいしか準備期間どおりの施工がで



きないということになります。県発注工事は7件中4件ですから半分ぐらいであります。こういったことを考えると、準備期間の見直しということも課題かなと思いますが、準備期間内になるべく終わらせるということがまず1点あり、あとは、準備期間が押ししてしまった際には、しっかりと完成期日も延ばしてもらうということは大事かなと思っておりません。

最後に民間工事、次のページであります。民間工事に関しては、まず、工期設定の考え方等はだまかに発注者が工期を設定するケースと、受注者が設計施工で一貫して受注するケースの2通りと思っています。現状と課題について、事業主側の要望とのすり合わせが厳しくなるのが民間工事と思っていますが、受注を優先すると発注者の要望、供用時期等の個別事情のため完成時期ありきのタイトな工期設定となるケースがあり、この場合、残業、休日作業等が発生してしまうと思います。

また、民間工事では、見積りや契約時点で明確にされない現場条件、施工条件等が多く、契約後に各種条件が加わることもあり、各種条件を見込んだ工期設定ができないケースも多くあると聞いております。

要望ではありますが、見積り、契約時点など早期の段階での各種条件の提示、また、提示がない場合は請負の変更対象とすべきことを、公共工事と同様にお願いしたいと思っています。適切な準備期間、工事条件を見込み、例えば日建連の工期算定プログラム等を活用した適切な工期設定が必要かなと思います。あと1点、建築確認申請手続が工期に入っている時と入っていない時がありますが、工期に非常に影響してくるものですから、全建としては、確認申請手続は含まない工期設定が必要だと思います。休日の考え方も、4週8休を基本として発注時に明示して、必要経費も計上していただきたいと思っています。

事業者、設計者、施工者、それぞれ建設市場の相互理解を進めるようなことをお願いしたいと思っています。以上です。

**【古阪座長】** ありがとうございます。

何かこの全建の方の説明でご質問ありますか。どうぞ。

**【佐藤（善）委員】** 全室協の佐藤でございます。我々も来月発表させていただこうと思っていたのですが、ほんとうにいろいろなご意見をまとめていただいてありがたいなと思っています。特に発注者が工期を設定する。要するに開店日並びに完成希望日をもう指定してあるということが一番のそのネックになってくるのかなということはあるので、また来月でも発表させていただければと思っています。ありがとうございます。

た。

【古阪座長】 ほかには、いかがですか。全建の方、今、半分思いついたのですけれども、全建は土木と建築、両方やっています。それから、民間と公共をやっています。その4つのことが、まず一般的に言うと公共工事で施工条件明示が土木はかなり昔からやっていますね。建築はまだまだ十分ではない。それから、民間に関しては、今いろいろな疑問を出されていますけれども、そういう施工条件明示というのはまずないわけですね。そうすると、その公共と民間、それから、土木と建築という4つの土俵があるわけです。その違いを少しここに出していただけると理解がしやすいかなというふうに。この後、日建連の方も同じことなのですけれども、ぜひともそういう方向で見ていただきたいなと思います。これはまた私のほうからも、いずれの皆さんにもお願いします。

【青柳委員】 はい。

【古阪座長】 それでは、よろしいですか。では、最後の資料3-5-1と3-5-2について、一般社団法人日本建設業連合会の木谷さんよりご説明をお願いします。

【木谷委員】 日建連施工部会長の木谷でございます。まず、最初に多様な発注方式に対する適正工期の決め方ということで、今回、古阪座長からいただいた宿題に対して、簡単に1枚でまとめてみました。まず、どんな発注方式があるのかといいますと、実はこれは、上から順番にフロントローディングのやりやすい順番に並んでおります。ですから、設計施工一貫方式というのは一番やりやすいわけです。一番やりにくいのが設計施工分離。まず上から行きますと、これは主に民間工事が主体かと思えます。工期を決めるのは、当然、ゼネコンが設計施工一貫でやりますので、基本設計の段階でゼネコンが責任を持って決めるということになります。それから、他社の設計事務所と共同設計という場合もございます。この場合も設計施工一括ということになりますと、これも設計施工と同じように、もちろん設計事務所との協議の中で、この基本設計の段階で工期を決めるという形になります。

それからもう一つ、その真ん中でございますけれども、実施設計から設計施工一括、これは公共工事、民間工事、両方あるわけですけれども、この場合は工期については設計事務所がつくるということで、この後、施工業者が選定されて実際の工事がスタートする。問題は、この設計事務所がつくる工期が、先ほどから言いますように過去の経験則から持ってこられると、建物によって非常にいろいろな条件がありますので、あまりそういうところは加味されないまま規模、あるいは建種のみでざっくり来るといって見受けら

れるのかなと思います。ですから、発注者みずから開業時期から設計期間、あるいは工事期間を設定する場合も想定されますので、全建の方がおっしゃられたように竣工日ありきで工期が決まるという場合もございます。

それから、その次がE C I方式でございます。これも当然、公共建築、民間、両方ございます。この場合は、まず設計者が一時、設計段階で決めたもの、途中からこれ、技術協力者といいますか、コンサルが入りまして、そこでの協議があつて最終的に固まるであろうと思われまふ。その後、ゼネコンとの打ち合わせということになります。それから、最後に設計施工分離ということで、当然、これも設計事務所が工期をつくるということでございます。これも竣工日ありきという場合もございますし、そうでない場合もある。これが5つの多様な発注方式に対する、誰が責任を持って工期をいつ決めるのかということでもまとめてみました。

それから、今回、一番下に書いてありますが、工期見積書の作成に関する課題でございます。改正建設業法の20条によりますと、工期の見積書作成は建設業者とされておりますけれども、この多様な発注方式におきましては、設計事務所が設計段階で工期を定める場合があります。その場合は、この工期見積書は設計事務所が作成することとなるわけですが、このあたりがほんとうにその裏づけがあつてつくれるのかどうかというのが疑問でございます。それからもう一つは、施工中に適正工期が維持できていることの事後評価に関する課題として、この工期見積書に基づきまして発注者、受注者間で着工並びに竣工日が契約されて正式に着工するわけですが、その後、この施工期間中に工期の基準に照らし合わせた適正工期が維持されているかどうか、この事後の評価というものが今は抜けております。ですから、このあたりも今後検討する必要があるのではないかと思います。

それでは、今日は時間もありませんので、日建連の適正工期算定プログラムにつきましてデモを含めてご紹介したいと思ひます。説明はこの適正工期算定プログラム主査をやっております鹿島建設の國府田さんでございます。よろしくお祈りします。

【日本建設業連合会（國府田）】 國府田と申します。よろしくお祈りいたします。お手元の資料につきましては、3-5-2でございますけれども、こちらはプログラムの諸元等を記載したペーパーになってございます。この中身の詳細につきましては、別途お手元の資料として見ていただければと思ひます。操作方法につきましては、画面のほうをご確認いただきながら進めていきたいと思ひます。

今、画面に出ていますのがプログラムを起動したときの画面でございます、この中で

自動作成というボタンがございます。このボタンを押しますと、今回は入力の手間を省く関係であらかじめつくったデータが入ってございます。まず、冒頭出てまいりますのが建物の規模、それから、所在地、用途、その他、階数ですとか階高ですとかという諸元を決めるページがまず出てまいります。これで必要な基準階の面積ですとか、地下階の深さですとかというものを入力していきます。それと、ここで免震構造も今回のプログラムは対応しておりますので、免震のありなし等の選択をいたします。

次に出てまいりますのが、それぞれの土工事、それから、躯体工事、仕上げ工事、それと設備関係の工事、それぞれの詳細諸元のところを入力するページでございます。こちらにつきましては、今、真ん中のところに出ておりますのが自動設定の数値でございます。これはプログラムのほうで先ほど入力いたしました階数、それから、面積等から自動で算定しているものでございます。右側にありますのが採用値でございます、こちらはユーザーのほうで手入力をしながら、例えばある程度の段階で仕様が決まってきたものを入力していくというふうな形で使っていくようなプログラムになってございます。山留め根切り、それぞれの諸元をこちらで入力するようになります。それから、躯体につきましても同様の入力というふうなものを同じような形で入れていきます。免震構造につきましては、こちらのところで基礎免震、柱頭免震それから、中間階というような形での選択等も可能となっております。

それと、こちらに設備その他の諸元というところで、設備の方式等あるのですが、その次のタグのところには製作とか、準備期間の入力というところがございます。こちらにつきましては、準備期間の自動値の数値と、それから、ユーザーのほうで任意に設定していただき、直接入力いただける設定となっております。それと、製作期間につきましてはデフォルトで入っております工種以外にもユーザーのほうで設定していただいて、当該工事の着手の何日前に製作が終了するというような形で入力できます。それとあと、先ほど少し出ておりました立地条件等による工程の遅延等ということを加味いたしまして、車両のサイズによる低減ですとか、それと、時間帯によりますスクールゾーン等があつて8時からフルに作業ができないで、その分の低減を見るというふうな操作もこちらで入力することが可能となっております。それとあと、検査期間につきましても官庁関係の検査等で実際にかかる期間等の直接入力も可能となっております。

これらの条件を入力いただきまして、こちらのところに工程の設定のほうの画面が出てございます。こちらで入れてありますのが、今、東北の岩手の花巻市というのを入れてご

ざいます。こちらは寒冷による作業率の低減ですとか、冬季の休業期間というものを設定できるようになっています関係でこちらを選択してございます。それとあと、休日、時間外の設定ということで、こちらでは今、日建連のほうで推奨しているのが、完全週休2日、それと祝日は作業ありで残業なしという形でこれを入れてあります。こちらを変動させますと、こちらの真ん中にあります工期率というバーのほうで、少し変わったような形になっていまして、週休1日にしますと、この分が低減されて、今、80%まで落ちるといような形になります。ここでは数字を元にもどさせていただきます。ここで工程表を作図するというボタンを押しますと、このままネットワーク工程を自動で作成するというプログラムでございます。

プログラムが複雑で少し時間がかかっていますが、画面に出ていますようなネットワークの工程表がこちらで作成してございます。このプログラムのアウトプットとなっています工程表につきましては、ネットワークで組んでありますのでクリティカルパスの表示ですとか、それから、この構成しています工程の1つ1つにつきましても、情報を持っておりまして、それぞれの情報としてこちらの前のところにありますが、数量情報として、こちらでどのような数量で拾っているかというのを確認することも可能になっています。こちらに変更する値というところで、ユーザーのほうで積算した情報等も入れていただいてプログラムを走らせることも可能となっています。プログラム自体につきましては、作成している条件としまして、先ほどありました数量関係、それと作業している歩掛り、投入数等の諸元についても一応アウトプットとして、一覧として出力することが可能というプログラムでございます。

それと、こちらの右肩の部分に日建連適正工期という赤い表示がありまして、こちらにつきましては先ほどありましたような休日設定ですとか、投入数の設定を変えない場合につきましては、こちらの赤文字、一部条件を変えているものにつきましては施工条件変更、寒冷地等地域の詳細設定等、変更した箇所のものにつきましては、この青字で表記がされるような形になっております。

プログラムの概要につきましては、簡単でございますが、以上でございます。

**【古阪座長】** よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、まずこの日建連の方の説明についてご質問、ご意見等があれば。デモが遠くてピンと来ないかもしれませんが、まあ、よくできている部分もあれば、少し疑問な面もありますけれども、いずれまたこれも紹介してもらって。よろしいですか。

それでは、なぜか皆さん遠慮がちなのか、時間がないので遠慮されているのかわかりませんが、これまでのご発表全体についてご意見等があればおっしゃってください。あるいは私が申し上げたように、こんなふうなことをやってくれたほうがわかりやすいよとか、そういうことでも構いません。いずれにしてもいろいろな産業といいますか、立場の方が標準工期というものをどういうふうに設定しようかということで、考えるべき工期にはいろいろな工期がありますね。後のほうで私の絵もありますけれども、契約工期で皆さん議論していますけれども、技術的な工期もあれば、経済的な工期もある。それらについては構工法が完全に問題になる。PCであり、ユニットでやってしまうと簡単。

そういうようなさまざまにある中で、この一応、民間も公共も含めて標準工期をつくって、できるだけ生産性が上がり、あるいは労働者の方の休む時間とか、そういうものもきちんと保証しましょう、そういうような考え方でさまざまなご意見があり、あるいは意見がぶつかるというのもあると思いますけれども、それはいかんせん約70年、請負契約のみ、一式総価請負だけでやってきたということで、それがどんどんと多様に、さっき日建連の方が発注方式の多様化、その中には分離発注もある。それらがあるにもかかわらず、ほんとうに一式請負前提の建設業法とか、そういうものでいいのか。よくないに決まっているんですね。それをどう変えるかというのがこれからの問題。その1つの大きな問題がこの工期の問題ということになりますが、これはまたいずれ、次回、あるいは次々回にそういう議論も入ってくると思いますけれども、非常に重要な時期に差しかかっていますので、ぜひともご意見、遠慮なくやっていただけたらと思います。

それでは、今日は時間ということもありますので、次のところへ行かせてもらってよろしいですか。それでは、議事2です。第1回ワーキングにおける指摘事項に対する検討について、ここに入りたいと思います。それでは、資料4の第1回ワーキングにおける指摘事項について、事務局よりまず説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 では、事務局より資料4-1につきまして、第1回ワーキングにおける指摘事項に対する検討という横の紙がございますけれども、こちらに基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

1枚おめくりをいただきまして1ページ目でございます。前回、第1回ということで、事務局として、こんな形で考えていますということを概略としてご説明を申し上げましたけれども、それにつきまして委員の皆様からさまざまな意見をいただいたところでございます。そこ、主なものを少し表の中で整理をさせていただいておりますけれども、先ほど

いろいろな取り組みをご紹介いただきまして、また、事務局としてこういう形でどうかということをご示しさせていただきたくはありますが、またこちらについてご意見をいただければなと思っておりますが、まず1つ目といたしまして、私どもとしては基本的にこの工期基準、定性的な考慮事項を書いていくものというふうに認識をしておりますけれども、定量的なものも適用できるのであれば、そういうものも入れていくというものもあるのではないかなというご意見をいただいたところでございます。

基本的な方向性といたしましては、今回の工期に関する基準につきましては、後ほど出てまいりますけれども、施工、完成に至るまでのその工期の設定に当たって、受発注者の双方が考慮すべき事項ということでございまして、受発注者双方で合意ができるようなことがあれば、定量的なものを書いていくということも否定するものではないと思っておりますけれども、一方で、先ほど全建さんですとか、日建連さんですとかご紹介をいただいたように、個々の発注者、受注者という立場であれば、少し定量的な部分というの、みずからの能力に応じて書いていけるという部分もあるのかなという気もいたしますけれども、これも後ほどご紹介をいたしますが、この工期に関する基準につきましては、世の中のありとあらゆる工事請負契約を対象にするということございまして、それこそスーパーゼネコンさんから、究極を言いますと一人親方の方の契約までも全てを対象にする。当然、民間と公共というのございまして、建築と土木というところもございまして。こういった非常に幅広い分野を対象にするということからしますと、合意できれば否定をするものではありませんけれども、なかなか定量的なものにはなっていないところで、やはり定性的に合意ができるものを盛り込んでいくのかなというイメージを持っているところでございます。

それから、2つ目でございますけれども、週休2日でございます。このところは少し受注者、発注者側で意見が違っている部分かなと認識しておりますけれども、私どもといたしましては、今度、令和6年の4月から建設業においても5年の猶予を経まして罰則付きの時間外労働の上限規制ということが適用されることになっておりますけれども、やはり建設業、もちろん今働いている方の労働環境の改善ということも重要でございますけれども、あわせて将来の担い手の確保に資するという観点で、少なくともここは多分、両方の方が一致しているのではないかなと思っておりますが、個々の労働者の方々につきまして週休2日の取得が可能となるような基準というふうにしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、3つ目といたしまして設計変更についてどう取り入れるかということでございますけれども、ここのところをご指摘をいただいたとおり、設計変更、非常に重要な部分であると考えてございます。もちろん、後ほど少しまたこれをご紹介をさせていただきますけれども、最初に契約を締結するときというのも重要な局面ではございますけれども、最初に契約をするときには、それなりに公共事業、民間事業、それぞれ決め方は多少異なりますけれども、受発注者双方が一応合意をして、この工期でやりましょうということで契約が締結されるということのはずでございますので、当初においては、それなりにお互いの理解があったということかと思えます。

ただ、実際に工事が始まって予期しないことが起きたり、さまざまな事情の変化に応じて、もともと適正な工期であったものが必ずしもそうでなくなってしまうということもあり得るのかなと思っております。そういう場合には、今の私ども中建審のほうでつくっていただいております約款のほうにも適正に設計変更、契約変更しましょうということが書いてございますけれども、これにあわせて適正に工期、請負金額のほうもそうでございますけれども、変更をしていくということが非常に重要だと思っております。こうした事情の変化が生じたときには、受注者、発注者の双方の、必ずしもこの工期でいいのかということについてのもともとあった合意というのが少し崩れている状態かと思っておりますので、この事情の変化が追って設計変更しないといけないかどうかという局面で、特にこの基準をもとにどのような工期にしていくかという点を話し合っただけで道しるべにできればなと思っております。

それから、4点目、少し毛色の違う話でございますけれども、このワーキングのほうにも住宅・不動産、それから、電力の方、鉄道の方にもご参加をいただいておりますけれども、ガスも含めました主要4分野について、やはりこれは私どものほうで工期に関するガイドラインを今、国のほうでつくらせていただいておりますけれども、これをつくるときにも主要4分野ということで少し詳しく取り上げさせていただきますけれども、引き続きこの中建審でつくります工期に関する基準においても、やはりこの分野については少しほかの分野よりも力を入れてつくっていくべきではないかと考えておまして、前回、少し説明ぶりで誤解を受けてしまったところもありますけれども、既往の会議も活用してご議論いただいたらということを少しご提案申し上げましたけれども、必ずしも私どもとしては、その会議を開催することというのが目的というわけではございませんで、それぞれの分野に特有の事情をどのようにこの工期に関する基準に反映させていくかということ



でございますので、この反映の仕方については、特に私どもとしてどういうことをしないといけない、特に会議を開催しないといけないということではございませんので、今日、それから、次回、それぞれの分野の方にご発表いただくこともございますけれども、そういう意見発表なりも踏まえて、それぞれの分野としてこういう基準を打ち込みたい、こういう基準の考え方を打ち込みたいというものを適宜反映させていきたいと思っております、その方法については個別にご相談をさせていただいて、ご意見があればお寄せいただくという形にできればと思っております。

それから、最後のところでございますけれども、前回、少し私どものほうでイメージ的なものをお示ししたときに、少しどちらかというところに入ってしまった議論になってしまっておりまして、今日ご欠席になっておりますけれども、小澤先生からご指摘を特にいただきましたけれども、この工期に関する基準の大前提となる部分として、1つは、その工期が、先ほど来、座長からもおっしゃっていただいておりますけれども、どの期間の、どの段階の工期を指しているのかというのをまずはっきりとさせないといけないのではないかとということ。

それから、これは前回も申し上げておりますけれども、発注者、元請の間だけで適用されるのか、それともほかのところでも適用されるのかといったような話、それからもう一つは、この工期に関する基準、適正工期を設定するための支援策ということなのか、それとも私ども今回の建設業法の中で、行政庁の権限の1つとして位置づけられておりますけれども、著しく短い工期の締結を禁止して、万が一、そういうのがあった場合には発注者に勧告をするというような措置を講じられるようになっておりますけれども、そのための取り締まりの基準なのかといった大前提をしっかりと整理した上で議論をしていくべしということをご指摘いただいたところでございます。その点を少し次のページ以降で事務局としての考え方を改めて、ほんとうは前回、ちゃんとお示ししておくべきところで、大変申しわけございませんけれども、改めてお示しさせていただきます、もしここはこうではないのではないかと話があれば、ぜひご意見をお寄せいただければと思っております。

ということで3ページをごらんいただければと思いますけれども、これは事務局といたしますか、私ども国交省として今回の建設業法の中に著しく短い工期の勧告ですとか、あとはその工期に関する基準を中建審のほうに作成いただくというもとなった考え方のところが左側のところがございますけれども、現状として建設業においては長時間労働、それ

から、他産業と比べると週休2日がまだまだ不十分というところがございます。こうしたところで担い手の確保に支障が出ているというところもございますので、適正な工期設定をすることによって長時間労働を是正し、週休2日を確保して、ひいてはこの建設業界の魅力の向上、それから、担い手の確保に資すればということで、この工期に関する基準につきましては、この適正な工期設定を促すために受発注者双方が考慮していただきたい事項として中立的な機関でございます中建審に作成をいただければということで、今回の建設業法の改正建設業法の中に盛り込ませていただいたものでございます。

その少し右側のところに考え方をご説明させていただいておりますけれども、この工期に関する基準につきましては、先ほども申し上げましたけれども、双方が工期を設定するに当たって、受発注者が考慮すべき事項の集合体ということになるのだと思っております。この中央建設業審議会、ご承知のとおり受発注者、それから、学識経験者の方が三者対等に入らせていただいております、皆さんの合意があればちゃんと作成ができる。そのどちらかだけの意見を取ってということではないということでございますので、三者がみんな確かにそうだよねと言えるような考慮事項というのをまとめていくのだと思っておりますのでございます。

それから、適用の範囲でございますけれども、今回、この中央建設業審議会、私ども建設業法につきましては、建設工事の全ての請負契約を対象にしているところでございますので、今回、基準が対象とするものにつきましては、公共、民間を問わず建設工事にかかわる全ての受発注者ということでございます。したがって、発注者の方はもちろん、元請さん、それから、下請さん、究極はほんとうに最後の最後の下請の方まで全ての方が対象になるということでございます。

それから、真ん中の期間のところでございますけれども、後ほど座長からもまたご紹介があるかもしれませんが、座長のほうから資料4-2ということで資料提供をいただいておりますけれども、その2ページ目ですとか3ページ目のところに建設生産プロセスの範囲での工期の考え方ですとか、施工段階での工期の考え方、さまざま工期といったときに、どこからどこまでなのかというのはさまざまならまえようがあるかと思っておりますけれども、一応、先ほど少し建設業法の話も触れていただいたところがありますけれども、現行の建設業法の考え方に基づきますと、この工期に関する基準につきましては、工事の着手時期と工事の完成時期の間というのを対象にしておりまして、基本的には事業化構想の段階ですとか設計の段階、それから、入札、契約をする前の段階については、直

接的な対象ということではないということにはなっておりません。

ただし、先ほどもご紹介をいただいたところでございますけれども、当然、設計等の前工程でどのように工期を検討するか。それがどこまで詰まっているかによって実際の工事の施工の段階の工期に影響するということは、恐らく事実としてであろうかと思っておりますので、直接の対象は工事の着手から完成までということではございますけれども、この工期に関する基準の中で、そこに影響を与える要素として設計等の前工程において、しっかりと中身を詰めておくというようなことを留意事項というのでしょうか、前段的に少しやはり触れておくことは、これは必要なのではないかと考えているところでございます。

それから、先ほど日建連の方からさまざまな契約方式がということをおっしゃっていただいております。これも直接的には工事の施工の段階を対象にするものではございますけれども、設計段階、先ほど申し上げたのとあわせてということになりますけれども、そちらのほうでの内容が施工の中身にも影響してくるということではございますので、こういった契約方式についても事前の準備が必要だという観点で、やはりある程度触れておく必要はあるのかなと思っておりますのでございます。

続きまして、4ページ目と5ページ目を並べてごらんいただければと思いますが、この工期に関する基準をどの場面でもどなたに使っていただくことを想定しているかというのを少し図示させていただいております。4ページは公共事業、5ページは民間工事ということで少し分けて書かせていただいておりますけれども、いずれも一般的な場合ということでございますので、必ずしもこの公共工事では、民間工事ではここで使わなければならないということではなく、あくまでも一般的な実情を踏まえたら、こういうところで使っていただくということではないかということではとらまえていただければと思います。

4ページ目、まず公共のほうでございましてけれども、先ほど来ご紹介をいただいているところでもございますが、基本的には発注者のほうで工期をまず入札にかかる前にさまざま設計等を通じて概算をしていただくわけではございますけれども、そのときにもここで作成をいただきます適正な工期をつくるための考慮事項、工期に関する基準を考慮しながら概算をしていただければというところでございますが、メインといたしましては入札、契約をするときに、もちろん設計の結果をもとにするということではございますけれども、この工期に関する基準の事項をしっかりと考慮していただいた上で工期をご検討いただければという場面で使っていただければと思っております。

これに基づいて通常、公共であれば入札がなされて契約が締結されるということではござ

いますけれども、契約を締結した後は、今度は元請と下請との間で、全てを元請がやるというケースは極めて少ないかと思っておりますので、下請契約を締結するという事になるかと思いますが、そのときには元請さん、下請さんが双方でこの基準を考慮していただいて、工期を検討していただく。

あと、実際に施工が始まった後に先ほども申しあげましたけれども、工期変更が必要と考えられる事由が発生した場合には、この基準を満たしているかどうかということも考慮していただきながら、適切に契約変更をしていただければと考えてございます。これは最終的には元請さんと発注者さんとの間でも同じでございまして、契約を変更するときには双方の合意が必要でございます。事情の変更を踏まえて、この基準を満たしているということを引き続き考慮いただいて、適切に契約変更をしていただくときに使っていただくということでございます。

それから、5ページ、民間のほうでございましてけれども、こちら少し先ほどご説明、ご紹介をいただいたところでございますが、大まかなところとしては、まず発注者さんのほうが工期、希望ということなのかもしれませんが、工期を概算されるということでございますけれども、この基準についても、こういうところを考慮、何日かかるかどうかということまでは、細かいところ、わからないのかもしれませんが、こういうところは考慮しないといけないのだという考慮項目を見ていただいた上で、見積りに必要な情報を提供して、それをもとに元請さんのほうで具体的な工期を検討して提示をしていただくということだと思いますけれども、そのときにももちろん発注者から提供された情報を踏まえていただくことはもちろんでございましてけれども、この工期に関する基準の項目を考慮しているかどうかということ踏まえた上で工期を示していただきたい。今回、建設業法の中に工期の見積りの努力義務というのを書かせていただいておりますので、このときにその工期に関する基準についてもしっかりと踏まえていただければと思っております。

この提示を踏まえて、受発注者間の協議を踏まえて契約が締結されることになるわけでございますけれども、この契約を実際に締結するときに、双方がこの基準を考慮しているということを意識していただきながら、契約の締結に至っていただければということでございまして、契約締結以降は先ほど公共のほうで申し上げたのと同じでございまして、元下間、それから、発注者、元請間で事情の変更が生じた場合には、この基準を考慮して適切に契約変更をいただければと考えているところでございます。前回、このような

形で少し大前提を事前にご説明をすべきところを、そこらあたりのところが必ずしも十分にご説明ができておりませんで申しわけございませんでした。一応、事務局としては、今回のその改正建設業法の規定なりにのっとりまして、今回、工期に関する基準、このような位置づけ、それから、このような形で活用いただければという形で考えておりますけれども、さらにご意見等ございましたら、お寄せいただければありがたいなと思っております。

ご説明は以上でございます。

【古阪座長】 どうもありがとうございました。

それでは、今の、前回のものを踏まえて一部修正ということもありますけれども、ご意見を頂戴して、資料4-2は、先ほど私が口頭で言いましたので、これは見てもらえばなるほどということにすぎません。要は契約工期と経済的工期と技術的工期があるよという、そして技術的工期というのは在来工法であれ、PCであれ、あるいはユニットであれ、いろいろなものがあるということですね。どれを使うか、これは発注者が決めるというのが本来の姿ですね。お金は発注者。ところが、発注者に専門家がないということで決められないだけの話なんですね。しかし、本来はそうだ。実際に建設関係の契約大国であるイギリスの方々に実はタペメールを送って、イギリスはどうなっているか確認しました。あそこはQSというのがいます。発注者の責任でお金は出します。それが出せなかったらQSが手伝うというのが前提なんですね。そういう意味では、日本は先ほども言いましたように一式総価請負でやってきたわけです。そうすると、総価ですから何も無いわけです。

そうすると発注者がお金を決めてしまえばそれで終わり。一方で、下請負も総価だったはずなんですね。それがいつの間にかTQCがかなり問題にかかわっているわけですが、総価になっているということで、1日4人工、働く人はそれぐらいの賃金がもらえて、それがTQCの後、生産性向上と称した非常に透明性のある立場の中に入ってしまったがゆえに、職人の取り分というのがどんどん減っている。そういう意味で、このもともと今回の工期の問題も職人の技能の維持というものと、それから、処遇の改善という意味での大きな問題がある。それが一番の工期の改善の大事なところだというふうに思います。そういう意味では、今説明があったことも含めて、職人さんの処遇をどういうふうにしちゃんと維持するのかということが大事。特に海外からの労働者の方も来ていますので、その中で日本の職人の腕というものをいかに保持するのか、あるいは外国からの人たちをいかに活用するのか、そこの問題が大きくぶら下がっているわけで、そういうことを含めた

工期の問題だと私は思っていますので、そういう点で皆さんにもできるだけご理解をいただいて、職人の問題だというのも頭に、念頭に置いてやっていただきたい。

それでは、いろいろありますでしょうから、ご意見、自由に言っていただいたら。

【木谷委員】 1つよろしいでしょうか。

【古阪座長】 はい。どうぞ。

【木谷委員】 直接工期とは関係ないのですけれども、例えば今ここで議論されている内容というのは、例えば製造業の場合は経産省が管轄ですよね。そうすると、関係省庁の連絡会議の中でこういう話というのは伝達されますでしょうか。

【平林建設業政策企画官】 少なくとも今、主要4分野については、この会議も含めて皆さんの所管、具体的に言うと電力とガスと、鉄道は内部になりますけれども、それにつきましては、こういう会議を開催させていただいて、主要4分野として、場合によっては委員としても参加していただいて、これから議論をしていきますということは既にお伝えをしております。最終的にこの中建審の場で工期に関する、まあ、最後は親会ということになりますけれども、工期に関する基準というのができましたら、法律上、これは勧告をするということになってございますので、当然、その対象としてそれぞれの各省庁の方自身、発注者としての各省庁というのも対象になりますし、それから、その産業を所管している所管元としても、その内容をお伝えしていただいて、出し方はあれでございませけれども、いずれにせよ、私どもから直接もしくは所管省庁を通じてそれぞれの発注者の方、それからあと業界の団体の方に周知をするという格好になろうかと思っておりますので、ある程度は既にご紹介をしているところもございませけれども、できた暁には、そのような形で幅広い受発注者にご案内するということになってまいります。

【木谷委員】 ありがとうございます。

【古阪座長】 よろしいですか。

【木谷委員】 はい。

【古阪座長】 ほかに、いかがですか。ないですか。ないと、終わりますか。

【高橋委員代理（内田）】 よろしいですか。

【古阪座長】 はい。どうぞ。

【高橋委員代理（内田）】 済みません、代理出席ですのであれですけれども、電設協でございませ。1点だけですが、先ほどの前提条件の整理の中で、どういうときに基準を使うのだというので、工期変更が必要と考える事由が発生した場合の契約変更時に利

用するとされています。これは表現ぶりだけかもしれないのですけれども、我々が一番問題にしているのは、本来、契約変更すべき状態になっているにもかかわらず、それがされないというのが一番問題だと思っていますので、むしろ、変更すべきかどうかを判断するための基準としても使うというような言い方にぜひしていただければと思いますので、これだけ少しお願いしておきます。

【古阪座長】 それはやはり日本の総価請負の弊害なんですね。設計変更というのは全て新しい契約なんですね。ですから、1件1件やるのが本来だ。ところが、土木の場合は割とそういうふうになっているようには思いますが、建築の場合は営繕の工事でも年に数回あれば立派なものであって、まとめてやります。まとめて総額で幾らのプラス側にするか、マイナス側にするか。工期はこう。欧米、特にアメリカが一番厳格にやりますけれども、必ずその物件、設計変更の工事が出れば明らかに発注者と設計者と施工者が議論して、その議論でお金と工期が決まらなければ、その設計変更はしないということですね。そこまできちんとしたルールがあります。それが決してすべていいとは思いませんけれども、日本とは間逆なやり方で、むしろ、日本のこのやり方をアメリカのほうが見て、その設計変更のやり方だったら、ちょっとルーズでもいいじゃないかというようなことから多様な発注方式が始まっている。

ですから、多様な発注方式があるから日本は頑張らないとというのではなくて、日本は一式請負、あるいは設計施工においてさまざまな自由なことができていたわけです。それに対して厳格にやっけていき出すと多様な発注方式として7つ、8つの点になる。ですから、E C I というのも皆さんおっしゃいますけれども、これはEarly Contractor Involvement、要は工事を特命でやれば全てそうです。発注者に対してゼネコンが特命工事を受けていますから、発注者の要請への協力をすぐやるわけですね。だから、どの段階であれ、できる。それがルールになって国際的にはE C I と言っているんですけども、そういうことはほとんど日本発。それらがまさに今、国際的になっており、世界的に変換の時期なんです。そういう中で日本も変わらないといけないという部分がありますので、今までの制度をどう保全するかという部分と改良するかということがより大きなことになっていまして、ですから、それが士法、業法、基準法が約70年そのままということ、もちろん改正はしていますけれども、そこは大きく変えることを考えないといけないのではないかというのが私の主張です。今、私の主張を言いましたけれども、そういう意味で、この工期問題、いろいろな検討がなされてしかるべきだと思います。

ほかには、いかがですか。

【齊藤委員】 いいですか。

【古阪座長】 はい。どうぞ。

【佐藤委員】 先ほど先生のほうから職人さんの処遇、待遇というお話が出ましたけれども、今、キャリアアップシステム、これが去年から始まって本格的にならざるを得ないところがなかなか、日建連さんの企業は別として地元ゼネコン等に浸透しない。したがって、職人さんも待遇をどうするか。特にゴールドカードとホワイトカード、ブルー等も入れてこれから決めるわけですけれども、それに伴ったいわゆる日当というか処遇、これ、国交省さんがこれからやるというふうなことを聞いておりますけれども、そういうものを踏まえて、例えばゴールドカードの人たちが3万円であったとか、それ以外の人が2万円だったとか。

じゃあ、その現場に入ったときに実際に見積もりと、それから生産性と、それから、この工期の問題、これはどういうふうに考えていくのかなと。その辺も考えておかないといけないのかなという気はしているんですね。だから、ゴールドカードの人たちがほんとうに1.5倍働いてくれるならば非常にいいわけですけれども、現実には高齢化してきてなかなかそれだけの生産性が伸びないとか、そういう問題も含めますと工程だけではないのかなという気はしているんですね。この辺のところを少し、今後考えていかなければならないかなと我々としては今思っているところなのですけれども、何かご意見等があればお願いします。

【古阪座長】 ご意見、私はありますけれども、今はしゃべりません。また次回にしましょう。だんだんきつくなります。とにかく余りにも賃金が安過ぎるというのはあるんですね。それは勇気を持って誰がやるかというだけの問題ですよ。

少し話題を変えますが、日本CM協会というのは、私が責任者になって今から20年前につくった。その協会の雑誌の創刊号にはっきりと書いてあります。CMの大きな目的のひとつは職人の技能と賃金を守るということだと。だから、CM協会はもっとしっかりやらにゃいかんという面ではあるわけです。それはやはり建設業をあえてきちんとやらないと、キャリアアップシステムで伸びるというものもありますけれども、もう一方で外国人労働者を5年で帰すという、5年で帰して彼らがどうなるか。国交省の方には、何人かには言いましたけれども、東南アジアに帰って日本語ができればコンサルになる。あるいは雇われてもホテルマンになる。技能では帰りません。技能では帰らない。なぜか。技



能制度がない。専門工事業者の許可制度はある。しかし、技能はない。そういう実態の中で彼らが日本で活躍して5年で帰るということは別の意味で帰るんですね。

という、日本の国籍を与えてきちんと残ってやってもらうというぐらいの覚悟がやらないといけない。それがそういうことにならないのであれば、違う世界をつくらないといけない。その辺が非常に大きな問題としてあるわけです。実は、去年11月に東南アジア8カ国の国際会議を大阪でして、国交省の方も来ていただきましたけれども、やっぱりその辺、つまり建設産業の組織、制度、職能等がはっきりと見えてくる。ですから、賃金の問題だけではなくて別の意味の処遇もありますし、外国人労働者の人との関係もありますし、そういうことがたくさんかかっていますので、この工期というのも1つの攻め方というか、検討の仕方としては有効なものだとは当然思いますし、だからこそ私も一生懸命やろうと思っていますが、皆さんもそういう意味で、ご覚悟と日本の建設業をどう維持するのかということを検討しながら考えていただきたいなと思います。

何かほかにもう少し明るい話をしてください。どうぞ。

【村上委員】 感想めいた話にもなるかもしれませんが、公共工事の発注の立場で申し上げますと、今回、基準をどのように使うかというところで先ほどご提示があったものを踏まえまして、私ども発注者として工事を出していく。それで、先ほど受注者の合意というお話もございましたが、その合意に基づいて工事を進めていくのですけれども、それがどの程度ほんとうに合意ができていくのかというところが、多分、問題で、今回の議論にもつながっているのだと思います。発注者側からすると、合意しているので、それでやってくれよということになるのですが、その中身として、じゃあ、どこまでちゃんと理解されているのか。

要はその受注者、発注者との差がどの程度あるのかというところで、今回の基準の考慮をするという際の、工期の検討という際に、その辺の考え方を明確にしていくというところが大事なかなと思います。先ほど資料でご説明がなかったのですが、成果物のイメージというのがついておりましたけれども、こういった項目が明確になって、受注者、発注者のほうでそこは確認していくようなことになれば、そういった差もなくなっていくのかなと思います。ただ、それがどの程度できるかって、この量の話はまた、それは個別の話になるかと思いますが、そういった使い方ができれば公共工事においても有用になるのかなと思ったところでございます。

以上です。

【古阪座長】 ありがとうございます。

何か国交省のほうからありますか。

【平林建設業政策企画官】 ご指摘、ありがとうございます。おっしゃるとおり、先ほどのようなご発表いただいた中でもそこがあらわれていたかなと思いますけれども、そもそもそこについて、その事情が変わったというのものもあるでしょうし、決めていなかったものが後で顕在化して問題になったというようなこともありますので、事前に気づいているものについては、少なくともこういう問題があり得るということを双方で項目として共有した上で、それがどこまで、何日いるのかというところまで決めることが難しいのかもしれないけれども、少なくともそういった意識をしていただく項目というのは幾つか挙げることはできるのかなと思っておりますので、そこらあたりのところをおっしゃっていただいているとおり、少し明確にしていくということは1つあり得るのかなと思ってございます。

【古阪座長】 どうぞ。

【高橋建設業課長】 今、事務局から申し上げたとおりなのですけれども、村上委員ご指摘のように、この成果物のイメージは、今後、こんな項目をイメージとしつつ、これをさらに受発注者双方のいろいろなお持ちの知見をいただいてブラッシュアップしていくというようなイメージでつくっておりますので、またこういったところもあるのではないかとこのところがあれば、また今後忌憚のないご意見をちょうだいできればと思っております。

また、佐藤委員からキャリアアップとの関係についてご質問をいただきました。私どもも技能者の処遇を確保していく上で、このキャリアアップというツールをしっかりと活用してやっていくことが大変重要だと思っておりますし、特にベテランの方をしっかりと、熟練の技能を持っている方を配置していくことで品質の確保というような観点でも非常に有効だなと考えておりますので、工期の話とどう結びつくかというところはまた少し今後の課題とさせていただきたいと思っておりますけれども、まずはよりいい品質を目指す、また、そのことで職人さんの処遇もしっかりと確保していくというようなことかなと考えています。

【村上委員】 ありがとうございます。

【古阪座長】 ほかに、いかがですか。では、終わりますか。終わっていいですか。これ、次回また5社、5団体をお願いして。

【平林建設業政策企画官】 今日の残りの方をお願いして。

【古阪座長】 今日のようなスピードでやる。説明は、もう少し時間を取れるんですか。

【平林建設業政策企画官】 ただ、基本的には今回の方と次回の方とで説明の時間が違うと不公平になってしまいますので。

【古阪座長】 いいじゃないですか、そんなこと。十分な意見交換ができればいいんだから、そういう、率直な意見交換がいいですよ。

【平林建設業政策企画官】 一通りご発表いただいた上で、あと今回、なかなか時間の関係で非常にタイトなご説明、それから、タイトな質疑の格好になりましたけれども、今回は、その意味では少しゆとりがあると言えはるかかなと思っておりますので、今回の発表と次回の発表とあわせて全体を含めて、それぞれこうあるべしという疑問ですとか、こうあるべしというご提言をいただければなと考えてございます。

【古阪座長】 私が今日、幾つかお願いしましたように、1つの団体で土木と建築、それから、民間と公共が比較できるのであればそれをやっていただきたいですし、それから、道路の関係で高速道路の団体と、それから、東京都の団体で同じようなところ、違うところというのもしっかり書いていただくと、気がつかないことがたくさんありますので、ぜひともそういうことをやっていただくということが、私が一番期待しているところです。これ、次回もそういうことになって、その次がまとめに入るんですね。ですから、その部分で、そういうアイデアがたくさんあればあるほどいい内容になりますし、その辺はここで何か変なことを言ったからってご心配なく、とにかく言いたいことは言って、きちんと変えるという、そういうことにしていただきたいと思っておりますし、私自身は、そういうつもりでやっていますので、ぜひともそういうことにしていただきたいと思っております。

で、意見はありますか。なければ終わりますけれども、よろしいですか。では、事務局のほうへお返しします。

【西山入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、まことにありがとうございました。

— 了 —